



●採用時のウソ・不正

履歴書や面接、筆記試験などで本人の能力や人柄を把握し、採用の可否を判断するのは至難の業です。

探偵事務所が採用時の調査を依頼されることは多いと聞きます。

探偵事務所の調査結果をご紹介します。

●履歴書が立派過ぎて、なぜ、我が社のような小さい会社を志望してきたのか？

調査結果1: 逮捕され、前社を退職していた。

調査結果2: 金銭面で問題があり、自己破産していた。

調査結果3: 前社で無断欠勤が続き、退職扱いになっていた。

給料の前借、会社の商品や備品も返却しておらず、本人の行方を捜していた。

●退職理由の虚偽

調査結果: 自己都合退職ではなく、横領・着服が発覚し、解雇されていた。

●虚偽の役職

調査結果: 部長職とあったが、一般社員だった。

●能力不足

調査結果: 技術職とあったが、元々は総務の人材で、総務部門の縮小で技術部へ異動が決まったが業務に慣れることができず退職に至ったので、そもそも技術力が無いことが判明した。

●試用期間が終わり、正社員になった途端に悪変した。

試用期間中の勤務態度は良好だったが、正社員になった途端、遅刻や欠勤が増え、仕事に対する意欲も無くなった。前社でも同様で、「辞めてくれてホッとした」と担当者が話していた。

●正社員になって半年したら労働条件に不平不満を言い始めた。

履歴書には5年以上勤務している会社と1年未満で退職している会社があり、評判も2分されていた。

5年以上勤務した会社での評判は良く、短期勤務の会社の評判は低かった。

理由は、給料の良い求人をみつけると労働意欲を無くし、不平不満を言い出し、転職活動始める癖がある人材だった。

●楽をしてお金をもらえることを知った。

なにかと監督署へ相談したり、裁判などを起こしている人材だった。

前職でも監督署へ訴えて金銭を要求できたことに味をしめて、金銭の要求を繰り返す人材だった。

労災事故のケガも治癒したのに、虚偽の申告をして休業補償を受給していた人材もいた。

●弁護士からの依頼も多数あるそうです。

証拠集めが目的で、**正攻法では収集できない証拠などを探偵事務所に依頼して収集**するそうです。

●予防が大事

我が社がお客様へ提供している「面接事前確認書」と「前職紹介同意書」を面接時に活用すれば、「問題社員」を見抜く確率が高まります。探偵事務所に依頼しなくても大体のことは把握できます。

人材不足かもしれませんが、「人災」を採用すれば大きな損害が発生しますので注意しましょう！



●同一労働 同一賃金

働き方改革推進法案の一つである「同一労働 同一賃金」について考えてみます。

●賞与の格差は容認

正社員と同じ業務なのに、**手当が支払われず賞与に格差があるのは違法**だとして、井関農機のグループ会社の契約社員5人が約773万円の支払いなどを求めた訴訟の判決で、松山地裁は4月24日、**手当の不支給を違法と認め**、計約232万円の支払いを命じた。**ただし、賞与については認めなかった。**

裁判長は、契約社員と正社員の間で「業務の内容に大きな相違があるとはいえない」と認定し、**住宅手当、家族手当、物価手当、精勤手当の不支給**は、労働契約法20条で禁じる「**不合理な待遇格差**」に当たるとした。(平成30年4月24日 松山地裁判決)

よって、この判決からも分かるように、「同一労働 同一賃金」が進むと 正社員と同様に手当などを契約社員・嘱託社員やパートへ支給することになります。

特に注意が必要になる手当は、「通勤手当・住宅手当・家族手当・皆勤手当・勤続年数手当」など**条件が整っていれば支給される手当**が請求されやすいです。つまり、「**能力に関係のない手当**」です。

●裁判所も精査できない

能力に関係のある賞与や基本給は「技術力」や「勤務態度」、「責任度合」など個々人の総合的な能力で決まります。**能力格差は裁判所も簡単に精査できない**ので、支給条件が分かりやすい手当の部分だけを対象にしていると思われれます。

●正社員の待遇を下げる

日本郵政グループが、正社員のうち約5千人が支給対象となっていた「住居手当」を今年10月に廃止するそうです。

この手当は正社員にだけ支給されていて、**非正社員との待遇格差で裁判に負けた。**

●まとめ

正社員の待遇を下げて格差の是正を図るのは珍しい対応です。

私は 日本郵政グループの対応は「やるね！」と感じています。当然、批判もされることを覚悟で「文句言うなら止めちゃえ」ということですからね。正社員は「非正社員が騒ぎをしたから我々の手当が廃止になるだろう まったく…」と感じているのではないのでしょうか。

非正社員は自分の首を自分で絞めた結果になったのではないだろうか。